

# [調査報告] ハンセン病療養所の歴史資料保存に関する調査報告

資料調査研究会代表 柏木 亨介（国立重監房資料館）

## はじめに

2019年度、ハンセン病問題に関する啓発活動の一環として、ハンセン病療養所が保有する歴史資料の取り扱いを検討する「資料調査研究会」が発足した。

本研究会発足の背景には、現在、国立のハンセン病資料館（国立ハンセン病資料館、重監房資料館）および全国のハンセン病療養所社会交流会館等には学芸員が配置されているものの、各療養所が保有する歴史資料の収集・保存・公開については医療機関としての特性から一般の博物館・資料館のそれとは異なる知識と技術が要求され、その諸課題を検討し情報共有を求める声が各地の学芸員のあいだから上がったことにある。こうした要望を受けて研究会初年度にあたっては、問題意識を共有する学芸員を中心に、この取り組みを職務上特に必要とする療養所職員も加えて研究会を開催することになった。

資料調査研究会は、全国の療養所を横断的に連携しながら担当者間の情報共有を図る体制構築を図り、わが国のハンセン病対策の歴史のさらなる解明および効果的な啓発活動の展開に繋げていくことを目指している。

## 1. 研究背景・研究体制・調査内容

従来、ハンセン病問題に関する調査研究は、制度上の位置づけや人員規模の優位性から国立ハンセン病資料館を中心に進められ、その過程において各療養所の歴史資料が収集されてきた。現在、

それは同館において適切に保管され、常設展示や企画展での公開をはじめとして啓発事業に活用されている。しかしながら、収蔵資料の多くは入所者の生活用具、美術工芸品、写真、自治会文書などであり、事務文書や患者カルテ等の療養所資料すなわち公文書については資料の性格上移管されていない。そのためハンセン病対策の歴史については患者側（回復者側）の実態を知る機会に比べると為政者側（療養所医師・職員側）の動向を知る機会は限られている<sup>(1)</sup>。往時の隔離政策および療養所の実態の全容把握には各地の療養所が保管する公文書の分析は必須であり、プライバシーの点から公開時期と方法の課題はあるにせよ、将来の検証に備えてこれらを十全に保管し後世に伝えていかねばならない<sup>(2)</sup>。

また、歴史資料の形態は公文書や生活用具だけではない。あまり着目されていないが、建造物、史跡、天然記念物なども療養所の歴史を知り得る重要な歴史資料である<sup>(3)</sup>。もっとも建造物に関してはすでに登録文化財の扱いになっているものがあつて歴史資料として認知されつつあるが<sup>(4)</sup>、史跡と天然記念物については現任学芸員の専門性の点から重監房跡地と旧全生病院の堀・土塁を除いてほぼ未調査であるといつてよい。そこで資料調査研究会は、①公文書の収集保存を検討する文書資料論、②建造物、史跡、記念物の適切な管理方法を検討する文化財管理論の2点を研究する体制とした。

初年度は資料収集・保存活動を先進的に取り組

- (1) また、国立ハンセン病資料館や各園社会交流会館の展示は、回復者の名誉回復という目的もあって、国の政策上の過ちよりも彼ら／彼女らの生活実態や文化活動を伝えるものが多い。エティック（etic）な理解よりもイーミック（emic）な共感に重点が置かれている。
- (2) こうした認識はハンセン病研究に携わる研究者間で共有されつつある。第90回日本ハンセン病学会総会・学術大会シンポジウム（2017年6月、於国立療養所菊池恵楓園）において「ハンセン病アーカイブス構築のこれから～過去そして今を、未来に～」（コーディネーター森修一、シンポジスト鈴木晃仁、廣川和花、高野弘之、原田寿真）と題し、療養所保管資料の扱いについて各研究者の専門分野およびアーカイブズ学の観点から問題提起されている。誤解を恐れずに言えば、療養所外部の研究者は資料の収集と公開に関心を払うのに対し、内部職員・医師等は資料の保管（劣化と紛失への対応）に関心を払うという違いがみられる。
- (3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条に掲げる文化財を参照のこと。
- (4) 長島愛生園や邑久光明園では療養所の世界文化遺産への登録を目指す運動を展開し、その一環として2019年3月、園内建造物10件が登録文化財に登録された。すでに菊池恵楓園では「旧熊本回春病院日光回転家屋」（回春病院から移築したもの）（2008年3月登録）、神山複生病院では「神山復生病院事務所棟」が登録文化財の扱いを受けている（2006年3月登録）。

んでいる療養所を視察し、担当者による技術・方法の指導を受け、参加者間で各療養所での事情を討議して共通の理解を図るという計画を立てた。第1回研究会では、1909年に設置された全国5か所の公立療養所の一つであり、資料収集・保存活動を早くから取り組んでいる国立療養所菊池恵楓園を先行事例として研究することになった。また、菊池恵楓園は現行のハンセン病問題に関する啓発活動を行う契機にもなった、2003年の温泉ホテル宿泊拒否事件の当事者（被害者）となった療養所であり、啓発活動の原点を確認し負の歴史を伝えしていくためにも事件現場を歴史資料（史跡あるいは文化的景観）として着目していく姿勢は必要である。したがって、同事件の現地確認調査および当時の自治会長から事件の顛末を伺い、啓発活動の目的を再確認することも計画した。さらに、資料保存の問題として自然災害対策も挙げておかねばならない。2016年の熊本地震によって菊池恵楓園社会交流会館も被害を受けた。今後、自然災害等による収蔵資料の破損のおそれや修復作業の必要性が生じることも考えられる。そのため、文化財修復に関わる行政、業者、地域社会との交渉の実務上の課題を学ぶために、熊本地震で甚大な被害を受けた阿蘇神社建造物（重文）の修復作業の視察も行った。第2回研究会では現用文書・資料の扱われ方を研究することにし、医療カルテなど医療関係文書の保管方法と取り扱い上の注意点、および施設管理作業における建造物、史跡、記念物の保全活動について、国立療養所星塚敬愛園の各部門の取り組みを研究することにした。以下、本研究会の活動を報告する。なお、本稿では本誌投稿締切の関係から10月末までの活動を報告する。

資料調査研究会の概要は次の通りである。

#### 【資料調査研究会】

テーマ ハンセン病療養所の歴史資料の収集と管理に関する研究

目的 歴史資料の収集と管理に関する知識向上および技術習得ならびに各園社会交流会館等の情報ネットワーク構築による業務効率化

参加者 国立療養所東北新生園福祉室瀬川将広、

重監房資料館学芸員柏木亨介、国立療養所邑久光明園社会交流会館学芸員太田由加利、国立療養所菊池恵楓園社会交流会館学芸員原田寿真、国立療養所星塚敬愛園社会交流会館担当職員餅原美保子、同館学芸員石井千尋（以上第1回研究会参加）、国立療養所大島青松園社会交流会館学芸員池永禎子

#### 【日程】

2019年

6月23日(日)・温泉ホテル宿泊拒否事件跡地の実査（於熊本県南小国町）

・文化財評価と修復事業に関する実務研究（於熊本県阿蘇市、講師：阿蘇神社権禰宜池浦秀隆氏、公益財団法人文化財建造物保存技術協会大川畠博文氏）

6月24日(月)・園内高機密公文書の管理方法の研究（於菊池恵楓園、講師：副園長野上玲子氏、学芸員原田寿真氏）

・温泉ホテル宿泊拒否事件の顛末に関するヒアリング（於熊本市、ゲスト：菊池恵楓園入所者自治会副会長太田明氏）

6月25日(火)・ハンセン病関連地視察（本妙寺、待老院跡、回春病院跡）（以上熊本市）

11月22日(金)・医療関連資料の保管方法と研究活用に関する研究（於星塚敬愛園、講師：同園研究検査科長北島信一氏、情報管理室山下美奈子氏、視察協力：コスマス師長小野洋子氏）

11月23日(土)・園内史跡・記念物の管理方法の研究（於星塚敬愛園、講師：同園社会交流会館担当職員餅原美保子氏・学芸員石井千尋氏、視察協力：福祉室七井俊治氏）

## 2. 菊池恵楓園における資料調査・保存活動—その経緯と現在—

### 2-1. 資料調査・保存活動の経緯

#### —野上副園長の講義から—

菊池恵楓園は1909年に設置された公立療養所で、わが国のハンセン病政策により設置された最も古い療養所の一つである。当園には開園当時からの患者情報が記載された「患者身分帳」といった貴重な資料が保管されており、プライバシーの観点から最高機密に相当する公文書が多く残されている。こうした資料群はハンセン病療養所の歴史や、かつての患者の境遇を知るうえで欠くことのできない重要な歴史資料である。熊本県のハンセン病施策検証事業や骨格標本問題<sup>(5)</sup>などを受けて、過去の検証に資するための資料保存の作業が行われており、園内高機密公文書の管理方法と作業の経緯について担当者から指導を受けることになった。

菊池恵楓園の資料調査・保存活動を実質的に指揮する担当者は副園長の野上玲子氏である。彼女は長らく皮膚科医として菊池恵楓園に勤務し治療に当たる傍ら、当園の資料の保存活動にも深く携わってきた。講義では以下の話を伺った（図1）。

ハンセン病療養所が保有する資料の重要性に早くから気づいていたのは長島愛生園の医師だった尾崎元昭氏であり、療養所の資料をどのように保存していくべきかという問題意識を持っていた。この問題意識を共有していた尾崎氏、大島青



図1 野上副園長による講義風景

松園の長尾園長、野上氏の3人で研究会を作り、資料保存の検討を始めることになったのが活動の契機である。

当時はちょうど予防法違憲国家賠償請求訴訟が行われていた時期で、1998年7月に熊本地裁、1999年3月に東京地裁、同年9月に岡山地裁で訴訟が提起され、これを契機として多くの研究者が恵楓園を訪れ資料を閲覧していったが、園内にどの程度資料があるか、そのうちの何を閲覧したかということはわかっていない。そうしたなか、研究会においてはハンセン病療養所の歴史には人権侵害といったいわゆる「負の遺産」のみならず、わが国の医療の歴史として幅広い情報が得られるはずという認識のもと資料調査にあたっていた。ただし、資料には個人情報も含まれているので、その公開範囲は慎重に判断する必要があり、そうした点の検討もしなくてはならなかった。

国賠訴訟後、法務関係の問い合わせ、とりわけ患者の身分に関わる問い合わせが増加した。また恵楓園の文書の保管が十分になされていたわけではなく、資料管理体制の整備なども求められていた。こうした状況のなか、2001年から2003年にかけて熊本県ハンセン病施策関係資料収集事業が行われ、財團法人肥後医育振興会が委託先となって実施された。同振興会は熊本大学医学部出身者が多く入会しており、野上氏も同門だったので、そうした繋がりのなかで園内の資料調査が進められていった。なお、このとき待老院、リデル、ライト両女史記念館、熊本大学も資料調査対象施設となっていた。本事業は2003年に終了したが、関係者のあいだで資料収集活動は今後も必要との認識が醸成され、園内での収集活動が継続されることになった。

その後、トヨタ財団による研究助成を受け、「ハンセン病関連資料整備・保存活用研究会」を組織し、1. 関連資料の整備、2. 関連資料の収蔵、展示施設における環境測定と現地調査及びその対策、3. 資料保存に関する研究会開催、に取り組んだ。2008年から2010年にかけては「ハンセン病

(5) 熊本医科大学（現熊本大学）の医師が、戦前、九州療養所（菊池恵楓園の前身）の入所者の遺体から骨格標本を作製したと論文集巻末に寄せた隨想のなかで触れており、本件の新聞報道を受けて現在、恵楓園では事実関係の調査を行い、人道上の問題の有無も含めて検討を行っている。

療養所の医学的資料保存と利用についての研究」を実施し、菊池恵楓園、長島愛生園のほか、星塚敬愛園、邑久光明園、大島青松園、多磨全生園、奄美和光園、駿河療養所の医師などが参加した。本研究は、各園の現状把握を行うとともに、先の県事業の後も独自に資料整理を進めていた待老院のデータベースシステムを構築した。ただし、待老院のモデルを他の国立療養所に適用させることは難しかった。なぜならば、恵楓園はその規模を考えると待老院の100倍ものデータ量があることが想定されるからである。また、資料には個人情報など雑多なものもたくさん入っていた。そうしたなか、当時の由布園長は各課で別個に割り当てられていた患者IDを統一するなどして、資料整備は着々と進められ、個人情報の保護を最優先としつつ一次資料の保存とデータベース化が進んでいった。2010年には原田寿真学芸員が同園社会交流会館に着任し、資料収集の保存と保管作業が着々と進められていった。

2012年から2014年にかけては共同研究で長島愛生園、菊池恵楓園、星塚敬愛園、邑久光明園、大島青松園、多磨全生園、沖縄愛楽園、宮古南静園、2016年から2017年にかけては菊池恵楓園、星塚敬愛園、邑久光明園、大島青松園、多磨全生園、宮古南静園と協力して資料保存の研究を行った。現在は「ハンセン病療養所の歴史資料から見る医療の実態と患者の処遇（明治期）」<sup>(6)</sup>の研究を進めている。

このように、ハンセン病およびハンセン病政策が様々な方面から検討され研究されるために、中立的な視点からの資料保存を行っている。将来の横断的研究に委ねるために、予め資料を取捨選択するのではなくアーカイブとして収集・保存活動を行っている。こうした取り組みについて園内では特に反対意見は出でていないという。

菊池恵楓園入所者自治会としても園内文書の現地保存を望んでいる。東京に資料が移管されると将来的には地元で恵楓園の存在自体が忘れられてしまうおそれがないともいえない。また、資料は文部科学省および厚生労働省が定める「人を対象

とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年12月22日）に則って扱うべきセンシティブなものである。そのため、療養所と資料館との連携に関しては慎重にならざるをえない面もある。

以上まとめると、菊池恵楓園での資料調査・保存活動は次の通りに組織され進められていった。

- 2001～2003年 県事業
- 2005～2007年 ハンセン病関連資料整備・保存活用研究会
- 2008～2010年 ハンセン病療養所の医学的資料保存と利用についての研究
- 2010年 学芸員配置
- 2012～2014年 8園参加の研究会
- 2013年4月 菊池恵楓園社会交流会館開館
- 2013年 骨格標本問題発覚
- 2016～2017年 6園参加の研究会

菊池恵楓園においては、資料保存への問題意識をもつ野上副園長はじめ医師職員の存在と、人権問題を端緒とする歴史検証への社会的要求の高まりを受けて、各地の療養所と連携しながら調査研究が進められてきたのであった。

## 2-2. 園内所蔵文書の整理作業の現在

### —原田寿真学芸員の解説から—

現在の菊池恵楓園所蔵文書の整理作業について、同園社会交流会館学芸員の原田寿真氏による講義および収蔵室の案内・解説を受けた（図2）。まず、作業の前提として、文書は園の資料であり、



図2 原田学芸員による資料整理の解説

(6) その成果の一つとして、「明治期における九州療養所（現、菊池恵楓園）に関する検討」（発表者野上玲子・原田寿真、第89回日本ハンセン病学会総会・学術大会、2016年、於草津町）が挙げられる。

その取扱いの権限は園にあって、学芸員は園からの依頼や指示を受けて作業するという認識をもつべきとの助言を受けた。そうした前提において、園職員の協力のもと資料を社会交流会館まで運び、資料目録を作成し、収蔵庫に収めるという地道な作業を行っている。

菊池恵楓園での文書整理の経緯については上述したとおり、野上副園長を中心に園の取り組みとして進められている。したがって、作業には園の職員が携わり、学芸員が技術的助言と指導を行う体制となっている。また、社会交流会館では作業の可視化および効率化を図るために「菊池恵楓園社会交流会館収蔵文書整理作業マニュアル」(2018年5月、菊池恵楓園社会交流会館作成)を作成している。このマニュアルは題目のとおり恵楓園での文書整理作業の方針、原則、手順について14ページにわたってまとめたものである。記載内容は、「1. 作業の概要」で作業を行う背景と目的、「2. 作業対象」で整理対象となる文書の指定、「3. 作業段階」で作業の目的が仮目録と基本目録の作成であることが示され、作業者の意思統一を図っている。「4. 具体的な作業手順」において13段階の作業が図版入りで解説されており、作業者への具体的な指示が書かれている。作業の具体的手順は以下のとおりである。①作業場所、②仮目録の確認、③仮目録データ上における作成年代による並べ直し、④文書の取り出し、⑤文書の内容を確認して基本目録フォーマットへのデータ入力、⑥文書のクリーニング、⑦文書を中性紙封筒に入れもんじょ箱に収める、⑧金曜作業日における文書分類の確認、⑨金曜作業日後の確認、⑩ラベルの付与、⑪箱への収納、⑫ハードディスクへの移行、⑬作業状況の確認、といった流れである。毎週金曜日に学芸員が作業の進捗状況を確認し、今後の指示を出している。

現状は基本目録に掲載されている非現用文書(「病床誌」等を除く)だけでも約5,000件ある。また、これとは別に「患者身分帳」など患者のプ

ライバシーが記された資料についても整理が進められており、その取り扱いは厳重になっている。今後、資料の責任者や担当者、保管場所等の問題を解決しなければならない状況にある。したがって、マニュアルは現時点での作業手順を示したものであって、資料の残存状況や作業体制次第では改訂されうるものである。

恵楓園の資料整理活動については、すでに原田学芸員が日本ハンセン病学会で報告し、その方針と取り組みの概要が公開されている<sup>(7)</sup>。簡潔にまとめるに、資料は、1. 出所原則、2. 原秩序尊重の原則、3. 原形保存の原則、に則って進めていくことを理想としている。恵楓園の資料は、2017年4月25日、厚労省医政局医療経営支援課ハンセン病療養所管理室長より、現状のまま各療養所に保存する方針であることを確認しており、これを受けて園内保存の体制を整えつつある。

国賠訴訟と前後して、ハンセン病施策の歴史研究を進めていた藤野豊や猪飼隆明といった研究者が園内文書を閲覧しているが、当時は資料整理が行われていない状況での閲覧であったため、全資料のうちどのていどの資料を閲覧したのかは不明である。したがって、先行研究ではハンセン病対策の歴史のどこまでを明らかにしたのかが不明となっている<sup>(8)</sup>。2013年に骨格標本問題が起こって再び歴史の検証を行う必要が生じたほか、社会交流会館が開館したことによって、資料閲覧を求める機会が増えているので、資料保存の取り組みを進めなければならない状況にある。

さらに、収蔵室には園内文書以外にも入所者の生活用具などが収められているが、社会交流会館は旧事務本館を改装したため、本格的な収蔵庫とは言い難いものである。現状、資料を分類したうえで各部屋に収蔵し、将来の活用に備えているが、こうしたハード面の課題にも取り組まなければならない状況にある。

(7) 原田寿真「地域で文書を保存していく意義—菊池恵楓園社会交流会館における熊本大学生の手による企画展実施の事例から—」(『日本ハンセン病学会雑誌』86-2、2017年)

(8) 例えば猪飼は『近代日本におけるハンセン病政策の成立と病者たち』(校倉書房、2016年)において九州療養所(菊池恵楓園)の資料を分析しているが、一療養所の動向が他所でも同じように展開したかどうかは、例えば廣川和花が『近代日本のハンセン病問題と地域社会』(大阪大学出版会、2011年)において草津温泉の湯之沢部落について実態解明を進めているように、各地の事例研究の蓄積を俟たなければならぬだろう。全体像の解明にはさらなる資料蓄積が求められる。

### 3. 療養所外に存在するハンセン病問題 関連地の実査

#### 3-1. 宿泊拒否事件の跡地調査

ハンセン病に関する人権啓発の必要性が強く認識される契機となったのは、2003年、菊池恵楓園入所者に対する黒川温泉でのホテル宿泊拒否事件である。2001年の国賠訴訟から間もない時期に起こったこともあるて関係者に衝撃を与えた事件で、当時、新聞、テレビ等で盛んに報道されたこともあって今でも人びとのあいだで記憶されている。こうした事件等を背景として、2008年にはハンセン病問題の解決の促進に関する法律が制定され、現行の啓発活動が行われている。1996年のらい予防法廃止後、2001年の国賠訴訟判決後にもなお続く回復者への偏見差別の実態について認識するためにも、事件の記憶を風化させてはならず、跡地を歴史資料として見る視点も必要なことである。そこで、宿泊拒否事件の場である黒川温泉のホテル跡地を実査した（図3）。

黒川温泉は熊本県阿蘇郡南小国町にある温泉地である。北外輪山の谷部の狭小地形に形成された温泉街であり、おもに家族客向けの小規模旅館が川沿いに密集している。谷に沿って立地しているので道幅が狭く、坂道や階段が続くので、物理的環境としては少人数での観光に向いている。大規模宿泊施設が立ち並ぶ観光地とは異なり自然に囲まれ静かに過ごせる場所である。

問題となったホテルは、温泉街に入る交差点手前の国道沿いに立地し、旅館の立ち並ぶ中心地からは徒歩10分ほどの距離にあった。山あいの狭い温泉地のなかにあっては、団体客の受け入れや、



図3 黒川温泉ホテル宿泊拒否事件の跡地調査

大型バスが進入できる数少ないホテルの一つで、菊池恵楓園の入所者がこのホテルをあえて選択したのは条件として妥当である。現在、ホテル跡地は更地になっており、その前にはバス停がある。温泉街の入口、国道沿いという立地もあって、旅館が手配するマイクロバスの送迎地点となっている。しかしながら、温泉客が跡地を見てかつてここにホテルがあったことを想像することは難しい。

#### 3-2. 太田明副会長（当時会長）の解説

ホテル跡地の実査後、当時自治会会长だった太田明氏（現副会長）に、当時の状況と顛末についてお話を伺った（図4）。懇親会を兼ねて行われたヒアリングでは、マスコミの情報発信のあり方について問題提起がなされるとともに、黒川温泉と恵楓園との関係は良好であるとの説明を受けた。

宿泊事件後、黒川温泉自体が入所者の宿泊を拒否しているかのような印象を与えかねない報道もあった。問題のホテルは本社が東京にあって、黒川温泉の他の旅館と行動を共にしていなかった。事件直後、温泉組合所属の旅館の中には自治会に対して宿泊受け入れの申し出を行ったところもあり、自治会と旅館組合（黒川温泉）との関係は良好であった。しかしながら、事件の報道を受けて黒川温泉自体が加害者のように世間から受け止められてしまったことは、自治会にとっても不本意であった。

世間の自治会に対する批判のきっかけは、ホテ

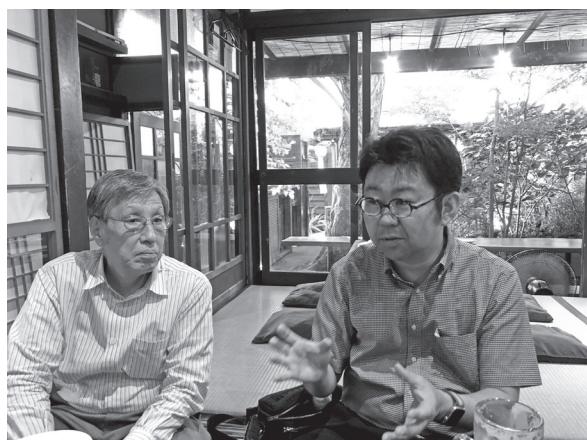


図4 太田副会長（事件当時会長）との意見交換

ル支配人からの謝罪を拒否した様子が報道されたことである。事前の打ち合わせでは、自治会もホテル経営会社の謝罪を受け入れ手打ちにすることになっていたが、ホテル経営会社が支配人個人に責任を押し付けるかたちの謝罪文を出してきたので、自治会としては彼女を擁護するために謝罪を拒否した。しかし拒否した場面が切り取られて報道されるやいなや、自治会が頑なに謝罪を拒否していると世間から誤解され、以後、自治会には批判の電話が鳴り響く事態となった。会長であった太田氏は精神的につらい時期を送ったという。本件によって、マスコミの取材の受け方や報道のされ方について注意しなければならず、こちら側からの情報発信の仕方についても考えるべき点が多くあったという。

次に、東日本の療養所入所者と職員のなかには、西日本におけるハンセン病者に対する偏見・差別の内実がよくわからないこともあって、参加者から事件について率直な質問も出た。このやりとりのなかで報道等で知った内容とは別の側面があることがわかり、今後の啓発活動にも活かせるヒアリングとなった。

今回、事件発生現場の実査を行い、当事者との質疑応答を交わすことによって、事件の顛末が視覚的に理解できたことは、今後の啓発活動や資料館の展示内容の充実にとって有意義なものであった。

#### 4. 文化財復旧をめぐる課題

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）の第18条において、ハンセン病回復者の名誉回復の一手段として「歴史的建造物の保存」が例示され、各療養所で取り組みが始まっている。

文化財を通してハンセン病療養所を広く人びとに知ってもらい、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を図ることは有効な試みであろう。とはいえ、ハンセン病療養所は第一義的には厚生労働省所管の医療機関であり、そこで生活する入所者の暮らししが最優先であることはいうまでもない。そのため、療養所に存在するあらゆる事物（公文書、建造物、樹木、生活用具等）に対して非当

事者が文化財的価値を見出し保存活用を訴える政治的意図も、絶えず批判的に検証していく必要がある。

こうした文化財としての保存活用と本来の存在意義とのバランスについては、博物館学はもとより文化を対象とする学問分野ではすでに避けることのできないトピックになっている。特にこの問題が表出する契機は文化財の破損と復旧の場面である。そして、自然災害によって文化財が破損し、その修復に関わる技術的問題および手続き上の問題についても知見を有しておくことが望ましい。そこで、重要文化財の復旧にあたっている阿蘇神社を訪問し、上記の問題について伺うことになった（図5）。

阿蘇神社において国の重要文化財の保存と修復の状況について担当者から説明を受け、宗教と文化財の領域調整や、復旧のために公的資金や寄附金が充当される意義をいかに表現するのか、これらの点が大きな課題になっていることを伺った。また、被災後に情報発信や多様な活用需要が高まったこともあります、宗教としての神社という本質的部分をいかに保持して進めていくかが難しいという。外部資金を集めれば出資者からの情報公開等の要求に応じる義務を負うことになるが、様々な思惑が交錯するなかで当事者の主体性をいかに確保していくかが問題となっている。

これは医療機関であるハンセン病療養所の文化財にも同じことがいえるであろう。資料調査活動のなかで学芸員は回復者の意見をどこまで尊重しているか、その姿勢を絶えず振り返りながら活動



図5 重要文化財復旧工事の概要説明

すべきであって、このことは厚労省においても国立のハンセン病資料館の受託団体においても然りである。回復者や入所者の人権を守りつつ、ハンセン病問題の解決に繋がる資料活用の仕方を繰り返し確認していく姿勢が重要であることを考えさせられた。

次に、重要文化財の復旧工事を設計監理する担当者から木材保存の技術的説明を受け、部材は部分によって保存状態が変わるので一つずつ確認し、記録を取りながら整理し、また将来的な災害対策を施しながら復旧しているとの説明を受けた。現在では入手困難な部材(台湾檜など)があつたり、再び自然災害で文化財が破損したりしてはならないので、なるべく原状回復を図りながらも新建材や最新工法も活用しているとの説明を受けた。少なくとも復旧にあたっては文化財の調査研究が十分に行われていないと復旧方法がみつからない。また、建造物の場合は内部の状況が露わになることによって、不明だった歴史や技術が判明することもある。専門技術や知識を有する担当者と業者がいなければ、重要文化財レベルの復旧は困難であることを改めて認識した研究会であった。

## まとめ

第1回の研究会では園内公文書の管理方法、ハンセン病問題関連地の実査、文化財復旧をめぐる課題の確認を行い、歴史資料の保存に関する現地の最近の状況を知り得た。とりわけ菊池恵楓園は公文書の保存事業を全国の療養所に先駆けて進めており、ここで示されたマニュアルの内容を全国の他の療養所にも導入できれば、わが国のハンセン病対策の歴史はより明らかになるであろう。そのためには各療養所の事情を把握し、共通の課題を探し出す作業が求められる。また、これまで必ずしも歴史資料とはみなされなかつた関連地についても情報が得られることがわかつたので、記録保存等の資料化の取り組みも必要である。当事者の語りだけでは明らかにならない部分については、幅広く資料を収集することで対応し、ハンセン病問題とハンセン病対策史を検証するための資料を整えていくことが必要である。啓発事業に

とって真に重要なことは、ハンセン病問題の本質を見極め、自然法的価値観を世代を超えて人びとのあいだで共有していくことである。この実現の成否は徹底した資料収集・保存と、現代社会に対する洞察力を養う自己研鑽にかかっている。

次回研究会は、2019年11月22日（金）・23日（土）に星塚敬愛園において医療関係資料の保管をテーマに実施する。本誌編集行程上、本報告で触ることは叶わないが別の機会に報告したい。

## 謝辞

本年度資料調査研究会開催にあたり、菊池恵楓園（箕田誠司園長）・菊池恵楓園入所者自治会（志村康会長）および星塚敬愛園（山元隆文園長）・星塚敬愛園入所者自治会（岩川洋一郎会長）からは講師依頼、園内見学、宿泊に際して格別のご高配を賜りました。また阿蘇神社においても講師依頼および文化財修復現場の見学に際して同様のご高配を賜りました。野上玲子様、太田明様、池浦秀隆様、大川畑博文様、北島信一様、山下美奈子様、小野洋子様、七井俊治様におかれましては講義と案内を快く引き受け下さいました。ここに深くお礼申し上げます。